

# 与薬について

平成 28 年 4 月吉日  
大野保育園 園長 河瀬洋行

- (1) 園児への与薬は本来保護者が登園して与えていただくのですが、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。
- (2) くすりは、診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
- (3) 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、当園としては対応できません。
- (4) 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになります。ご了承下さい。
- (5) 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、幼保連携型認定こども園教育保育要領によって、子どもの主治医または学校医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
- (6) 持参するくすりについて
  1. 与薬の必要がある場合は保育教諭に必ず「与薬する必要があること・何の薬か・いつ与薬するのか」をお伝えください。
  2. 二日以上与薬が必要な場合は与薬依頼書にご記入ください。
  3. 使用するくすりは 1 回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。
  4. 使用するくすり袋や容器に 名前・与薬時間を記載して下さい。

以上、ご協力よろしく申し上げます。